

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく市町村行動計画

行政に加え、医療機関、事業者、市民など社会の構成員が連携・協力し、平時からの準備と新型インフルエンザ等発生時に感染拡大防止に取り組むための対策実施に関する計画

【対策の目的】（現計画から変更なし）

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む

2 改定の趣旨

【改定の趣旨】

- ▶ 政府行動計画及び県行動計画が10年ぶりに抜本的改定
- ▶ 新型コロナウイルス対応の検証結果を反映

【市としての新たな取組】

- ▶ 有時における自宅療養者等の県からの情報共有及び県への対応協力
- ▶ 感染症危機下の災害対応を想定した備蓄の兼用
- ▶ 円滑なワクチン接種
- ▶ 庁内会議体の新設 等



幅広い感染症危機
に対応できる
社会を目指す

3 政府行動計画、県行動計画を踏まえた改定のポイント

(1) 主な改定の内容

項目	現計画	改定後計画
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、それら以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
発生段階 ↓ 対策段階	【発生段階】 ①未発生期 ②海外発生期 ③県内発生早期 ④県内感染期 ⑤小康期 ③、④の発生段階について、病原性等に応じた3段階の対策レベルを準備（県独自取組を準用）	【対策段階】 ①準備期 ②初動期 ③対応期 病原体の性状や、検査や医療体制、治療薬等の普及状況の変化に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
平時の準備	未発生期の対応として記載	対策段階を3期（準備期、初動期、対応期）とし、 準備期の取組を充実
複数の感染拡大への対応	— (比較的短期の収束が前提)	複数の感染拡大への対応 対策の機動的切替え
対策項目	6項目 ①実施体制、②情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定の確保	7項目（項目を整理） ①実施体制、②情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> 、③まん延防止、④ <u>ワクチン</u> 、⑤医療、⑥ <u>物資</u> 、⑦市民生活及び地域経済の安定の確保 ※下線部分が新規

(2) 芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定①

- ◆ 改定にあたり、現計画の対策項目 6 項目を整理
- ◆ 全ての項目について、新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等を踏まえ、記載を充実

新規項目

対策項目	現計画 (改定後計画にも記載あり)	改定後計画 (主な追加記載項目)
ワクチン	<p>「予防・まん延防止」の項目で一定の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定接種及び住民接種の実施 ・ 集団接種の実施及び市民への情報提供 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から、有事における接種体制の構築に必要な検討 ・ 感染初期における接種に携わる医療従事者の確保等接種体制の構築 ・ システムを活用した接種記録の適切な管理
物資	<p>「市民生活及び市民経済の安定の確保」の項目で一定の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物資、資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から感染症対策物資等の備蓄状況を確認 ・ 災害対策基本法の規定による物資及び資材の備蓄と相互兼用 ・ 有事における近隣自治体等との相互協力

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定②

以前からあった項目

対策項目	現計画（改定後計画にも記載あり）	改定後計画（主な追加記載項目）
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策物品の準備 ・ 市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係団体等と連携した対策会議の実施 ・ 平時からの関係機関と連携した訓練の実施 ・ 有事における全庁的な対応 など
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県の情報収集 ・ 国や県のサーベイランスに協力 など 	記載なし (国、県、保健所設置市の行動計画に記載)
情報提供・共有、 リスクコミュニケーション ※リスコミのみ新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の体制整備 ・ 県からの情報共有と市民への情報提供 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等との双方向のコミュニケーションの実施 ⇒市からの一方的な情報提供ではなく、SNSや相談に寄せられた意見を把握 ・ 偏見、差別等や偽・誤情報に対応し、科学的知見に基づく正確な情報の提供 など
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からマスクや手洗い等の感染防止知識を普及・理解促進 ・ 学校・保育施設等における感染対策実施、社会福祉施設等への感染対策依頼 ・ 感染症対応力の向上のための研修・訓練の実施 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県の方針に基づき公共施設の感染拡大防止のための運用 など
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集するとともに、国や県からの要請に応じ、その取組に適宜協力 ・ 県下の医療体制の動向を見つつ、市民からの相談対応 ・ 県と情報共有を図るとともに、医療提供体制の協力及び連携体制の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携した医療機関の受診方法等の周知 ・ 県の要請に応じて医療提供体制に協力
市民生活及び地域 経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買占めや売り惜しみが生じないよう周知 ・ 火葬能力の把握及び火葬体制の整備 ・ 上水道施設の維持 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有事の支援金の交付等が迅速に行えるよう、平時からDXを推進 ・ メンタルヘルス、孤独・孤立、高齢者のフレイル等への対応 ・ 教育を継続するための取組 など

※「予防・まん延防止」は現計画で1項目のものであるが、新計画では「ワクチン」と「まん延防止」の別項目として対策を記載

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定③

市行動計画は県行動計画に準じて作成しているが、下記の項目については、市独自項目として記載した。

【市行動計画に独自で定めた主な事項】

- 1 芦屋市医師会、健康福祉事務所（保健所）等との情報共有、連携
⇒ **市行動計画 第2部第2章基本的な考え方、第3部第1章実施体制、第5章医療【P.6,24,25,28,32,51】**
- 2 庁内会議体の整理
市新型インフルエンザ等対策庁内関係課連絡調整会議【P.27図表7】新設
市新型インフルエンザ等対策推進本部会議【P.27図表8】
市新型インフルエンザ等対策本部【P.28図表9】
⇒ **市行動計画 第3部第1章実施体制【P.26図表6】**
- 3 医療の章を設定し、県が実施する医療提供体制に協力する旨を記載
⇒ **市行動計画 第3部第5章【P.49～51】**
- 4 「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての総括を踏まえた取組の推進」を章として記載
⇒ **市行動計画 第3部第8章【P.61～63】**

4 各対策項目ごとの主な取組

① 実施体制

- ◆ 実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、国、県及び医療機関等との情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、連携体制を強化する。
- ◆ 有事には、迅速に情報収集を行い、対策本部において対応方針を決定する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との連携強化 ● 県等と連携した訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市対策推進本部会議の設置 ● 必要に応じて市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や県の対処方針に基づく対策の実施 ● 職員派遣・応援への対応

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション【リスクコミュニケーションのみ新】

- ◆ 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

準備期	初動期・対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症に関する情報提供 ● 偏見・差別や偽・誤情報に関する周知、啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の特性や発生状況、有効な感染防止対策等について、科学的知見等に基づく正確な情報を市民等へ提供・共有 ● 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発、対応 ● 双方向のコミュニケーションの実施

③ まん延防止

- ◆ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活及び地域経済への影響を最小化するため必要に応じてまん延防止対策を講じる。
- ◆ 状況の変化に応じ、対策の切り替えを機動的に行うことで市民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> • 基本的な感染対策の普及・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> • まん延防止対策実施の準備 	<ul style="list-style-type: none"> • 県の要請に基づくまん延防止対策の実施、周知・啓発

④ ワクチン【新】

- ◆ 科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、市民の理解を促進する。
- ◆ 県、医療機関、関係団体等と連携し、接種の具体的な実施方法の検討等の準備を進め、有事に円滑に接種を実施できる体制を構築する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> • 医療関係団体と連携した接種体制構築に向けた準備 • ワクチンに関する基本的な情報提供を通じた市民等の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> • 国や県の方針を踏まえた接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> • 流行株の変異状況や副反応等の情報に注意しながら確保したワクチンの迅速な接種

⑤ 医療

- ◆ 県の要請に応じて医療提供体制の確保に協力するとともに、市民等に必要な情報を周知する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関における有事に備えた医療措置協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携して医療機関の受診方法等について市民等に周知 	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携して医療機関の受診方法等について市民等に周知 県の要請に応じて、時期や状況に応じた医療提供体制への協力

⑥ 物資【新】

- ◆ 平時から、感染症対策物資等の備蓄等を推進する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> 市の感染症対策物資等の備蓄と、定期的な備蓄状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策物資等の備蓄状況等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資等の供給に関する近隣自治体との相互協力

⑦ 市民生活・地域経済

- ◆ 平時から事業者や市民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働き掛ける。
- ◆ 有事には、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、市民生活及び社会経済活動への影響を緩和するため、必要に応じた支援を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">• 支援の実施に係る情報提供・共有体制及び仕組みの整備	<ul style="list-style-type: none">• 事業継続に向けた準備	<ul style="list-style-type: none">• 心身への影響に関する施策、生活支援、教育に関する支援、事業者に対する支援

各対策段階における主な対策実施項目

発生前の段階	準備期	初動期	対応期			
		政府対策本部が設置され基本的対処方針が定められ実行されるまでの間	封じ込めを念頭に 対応する時期	病原体の性状等に応じ て対応する時期	ワクチンや治療薬等により 対応力が高まる時期	特措法によらない 対策に移行する時期
①実施体制	▶県等と連携した訓練の実施	▶市対策推進本部会議の設置 ▶市対策本部の設置	▶国や県の対処方針に基づく対策の実施	▶職員の派遣・応援への対応		
②情報収集 ③サーベイ		▶当該感染症疑似症サーベイランス開始	▶届出基準に基づく全数届開始	▶国が実施する感染症サーベイランスのほか県内発生動向に応じた独自サーベイランス実施検討		▶定点把握移行
④情報提供 リスコミ	▶市民等への情報提供・共有	▶市民等への迅速な情報提供・共有 ▶偏見・差別や偽・誤情報への啓発、対応				
⑤水際対策		▶検疫所と連携し健康監視等の実施		▶必要に応じ、国に対する健康監視等の代行要請		
⑥まん延 防止	▶基本的な感染対策の普及・啓発	▶まん延防止対策の準備	▶県の要請に基づくまん延防止対策の周知・啓発			
⑦ワクチン	▶ワクチンに関する市民等の理解促進	▶国や県の方針を踏まえた接種体制の構築	▶特定接種の実施	▶必要に応じた住民接種実施		
⑧医療	▶医療機関における医療措置協定の締結	▶医療機関の受診方法等の周知	▶医療提供体制への協力			
⑨治療薬 ・治療法	▶抗インフルエンザウイルス薬の計画的備蓄	▶県備蓄抗インフルエンザウイルス薬の活用（予防投与など）		▶治療薬の適正な流通の指導		
⑩検査			▶地研等における検査体制の立上げ・検査実施能力の確保状況の把握	▶検査実施能力の確保状況の把握	▶リスク評価に基づく検査実施方針の周知等	
⑪保健	▶感染症対策にかかる人材育成	▶相対対応開始	▶積極的免疫学調査・入院措置等の実施	▶相対対応の体制強化の検討	▶地域の実情に応じた積極的疫学調査項目・対象の見直し検討	
⑫物資	▶感染症対策物資等の備蓄	▶備蓄状況の確認	▶備蓄物資等の供給に関する近隣自治体との相互協力			
⑬市民生活 ・地域経済	▶支援の実施に係る情報提供・共有体制及び仕組みの整備	▶事業継続に向けた準備		▶心身への影響に関する施策、生活支援、教育に関する支援、事業者に対する支援		

※網掛け部分は県の実施内容

【参考】県行動計画概要版